

平成 26 年度第 1 回青森市地域密着型サービス等運営審議会 会議概要

- 開催日時** 平成 26 年 6 月 30 日（月）19：00～19：45
- 開催場所** 青森市役所 庁議室
- 出席委員** 成田祥耕委員、木村隆次委員、小村博委員、佐々木裕美子委員、
嶋中繁樹委員、館田直吉委員、田中志子委員、細川満子委員、安田卓委員
《計 9 名》
- 欠席委員** なし。
- 事務局** 健康福祉部長 赤垣敏子、健康福祉部次長 和田孝行、
健康福祉部参事高齢介護保険課長事務取扱 赤坂寛、
浪岡事務所健康福祉課長 山口朋子、高齢介護保険課副参事 櫻庭勝、
高齢介護保険課主幹 野登浩一、高齢介護保険課主幹 柳谷勝司、
高齢介護保険課主幹 三ヶ田正治、高齢介護保険課主査 佐藤源志、
高齢介護保険課主事 鳥羽隆仁、高齢介護保険課主事 葛西光明
《計 11 名》
- 会議次第**
- 1 開会
 - 2 健康福祉部長あいさつ
 - 3 案件
 - (1) 会議の公開について
 - (2) 平成 26 年度 青森市地域密着型サービス等運営審議会スケジュール（案）について
 - (3) 地域密着型サービスの整備状況等について
 - (4) 地域密着型サービス事業者の公募と圏域設定の考え方について
 - (5) 「平成 26 年度青森市地域密着型サービス事業者公募要項（案）」について
 - (6) 「平成 26 年度青森市地域密着型サービス事業者の選考に関する基本的な考え方（案）」について
 - 4 その他
 - 5 閉会

議事要旨

案件（1）会議の公開について

事務局から、当審議会の会議については原則公開としているが、法人の経営状況などを基に審査・選考を行う一次審査及び二次審査については非公開とする取扱いを考えている旨の説明があった。

意見、質疑応答

なし。

案件（1）の会議の公開について、一次審査及び二次審査を非公開とする旨了承

案件（2）平成 26 年度 青森市地域密着型サービス等運営審議会スケジュール(案) について

事務局から、資料 1 のとおり、平成 26 年度 青森市地域密着型サービス等運営審議会スケジュール(案) について説明があった。

意見、質疑応答

なし。

案件（2）青森市地域密着型サービス等運営審議会スケジュール（案）について了承

案件（3）地域密着型サービスの整備状況等について

事務局から、資料 2、資料 3 のとおり、地域密着型サービスの整備状況等について説明があった。

意見、質疑応答

なし。

案件（3）の地域密着型サービスの整備状況等について了承

案件（4）地域密着型サービス事業者の公募と圏域設定の考え方について

事務局から、資料 4、資料 5-1、資料 5-2 のとおり、地域密着型サービス事業者の公募と圏域設定の考え方について説明があった。

意見、質疑応答

○委員

資料 5-1 について、最終的には、圏域ごとに小規模多機能型居宅介護を整備していくという方針でよいか。

○事務局

その通りである。

日常生活圏域の中に小規模多機能型居宅介護の機能を整備していくことについては、今後、高齢者の方々が、住み慣れた地域で住み続けられるという目的のために、大きな役割を担うものと考えている。

○委員

念のための確認であるが、仮に、平成 26 年度において、前年度公募するも応募者がなかった北西部ブロックの 1、7、9 の圏域に対して事業者の応募があった場合においても、合計 8 つの圏域を平等に評価していくという考え方でよいか。

○事務局

その通りである。

案件（４）の地域密着型サービス事業者の公募と圏域設定の考え方について了承

案件（５）「平成 26 年度青森市地域密着型サービス事業者公募要項（案）」について

事務局から、資料 6-1、資料 6-2、資料 6-3、資料 7 のとおり、平成 26 年度青森市地域密着型サービス事業者公募要項（案）について説明があった。

意見、質疑応答

○委員

資料 6-1 の 6 ページについて、応募がなかった場合や審査基準に満たなかった場合は追加公募を行うとあるが、この追加公募の時期については、どのように考えているのか。

○事務局

一次審査の段階で応募者がいない場合は、公募の仕立て直しを考えるなど、再公募については、委員の皆様とご相談させていただき、判断させていただきたいと考えている。

案件（５）の地域密着型サービス事業者公募要項（案）について了承

案件（６）「平成 26 年度青森市地域密着型サービス事業者の選考に関する基本的な考え方（案）」について

事務局から、資料 8 のとおり、平成 26 年度青森市地域密着型サービス事業者の選考に関する基本的な考え方（案）について説明があった。

意見、質疑応答

なし。

案件（６）の地域密着型サービス事業者の選考に関する基本的な考え方（案）について了承

その他

意見、質疑応答

○委員

来年度から、介護保険法の改正により、いわゆる地域ケア会議の開催が義務付けになり、市においては、地域包括支援センターごとに開催義務が生じることとなるが、地域ケア会議の開催に係る役割などを、第 6 期計画の策定途中の段階から調整していくべきである。

地域ケア会議は、対象者の方について、ベストな支援を考えていくための会議であることから、市が責任を持って取り組んでいただきたい。